

平成27年第2回三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

◎議案事項

議案第107号

「三重県県税条例等の一部を改正する条例案」について・・・・・・・・・・1

議案第108号

「三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案」について・・・・・・・・・・3

平成27年6月23日
総 務 部

議案第107号

「三重県県税条例等の一部を改正する条例案」について

1 改正理由

地方税法等の一部改正等に伴い、県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、県たばこ税等についての規定を整備するものです。

2 改正内容

(1) 県民税

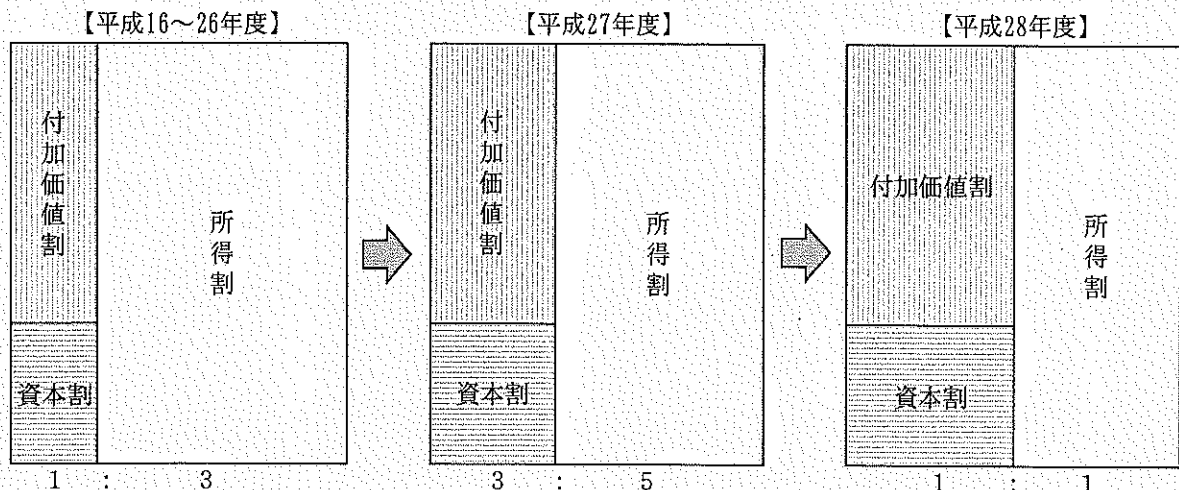
ア 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課するよう規定を整備するものです。(平成28年1月1日から施行)

(非課税措置の概要)

非課税対象	20歳未満の人が開設する口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
年間投資上限	80万円
非課税投資額	最大400万円(80万円×5年間)
運用管理	親権者等の代理又は同意の下で投資 18歳になるまで原則として払出し不可

(2) 事業税

ア 外形標準課税の拡大に向け、資本金の額又は出資金の額一億円超の普通法人の事業税の税率を改正するものです。(平成28年4月1日から施行)



(3) 地方消費税

ア 税率の引上げ時期を平成 29 年 4 月 1 日に変更するものです。(公布の日から施行)

イ 国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信などの電子商取引に消費税を課税するよう規定を整備するものです。(平成 27 年 10 月 1 日から施行)

(4) 不動産取得税

都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置を規定するものです。(公布の日から施行)

(5) 県たばこ税

ア 旧三級品の紙巻たばこの税率を 4 年間で段階的に引上げ、軽減税率を廃止するものです。(平成 28 年 4 月 1 日から施行)

イ 手持品課税を行うものです。(平成 28 年 4 月 1 日から施行)

(6) その他規定を整備するものです。

議案第108号

「三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案」について

1 改正理由

山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令による半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正等に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備するものです。

2 改正内容

(1) 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正

半島振興対策実施地域の区域内において設備を新設し、又は増設した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、地方交付税による減収補てん措置の対象を規定する総務省令が改正されたため、当該措置の対象が合致するよう、次の改正を行うものです。

ア 対象業種の追加

情報サービス業等及び農林水産物等販売業を対象業種に追加する。

イ 適用期限の設定

設備の新設又は増設の期限を、平成29年3月31日まで2年延長する。

ウ その他規定の整備

(2) 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正

過疎地域内において設備を新設し、又は増設した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、地方交付税による減収補てん措置の対象を規定する総務省令が改正されたため、設備の新設又は増設の期限を、平成29年3月31日まで2年延長するものです。

(3) 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正

離島振興対策実施地域内において設備を新設し、又は増設した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、地方交付税による減収補てん措置の対象を規定する総務省令が改正されたため、設備の新設又は増設の期限を、平成29年3月31日まで2年延長するものです。

3 施行期日

公布の日から施行するものです。

4 適用期日

施行期日に関わらず、平成27年4月1日から適用するものです。